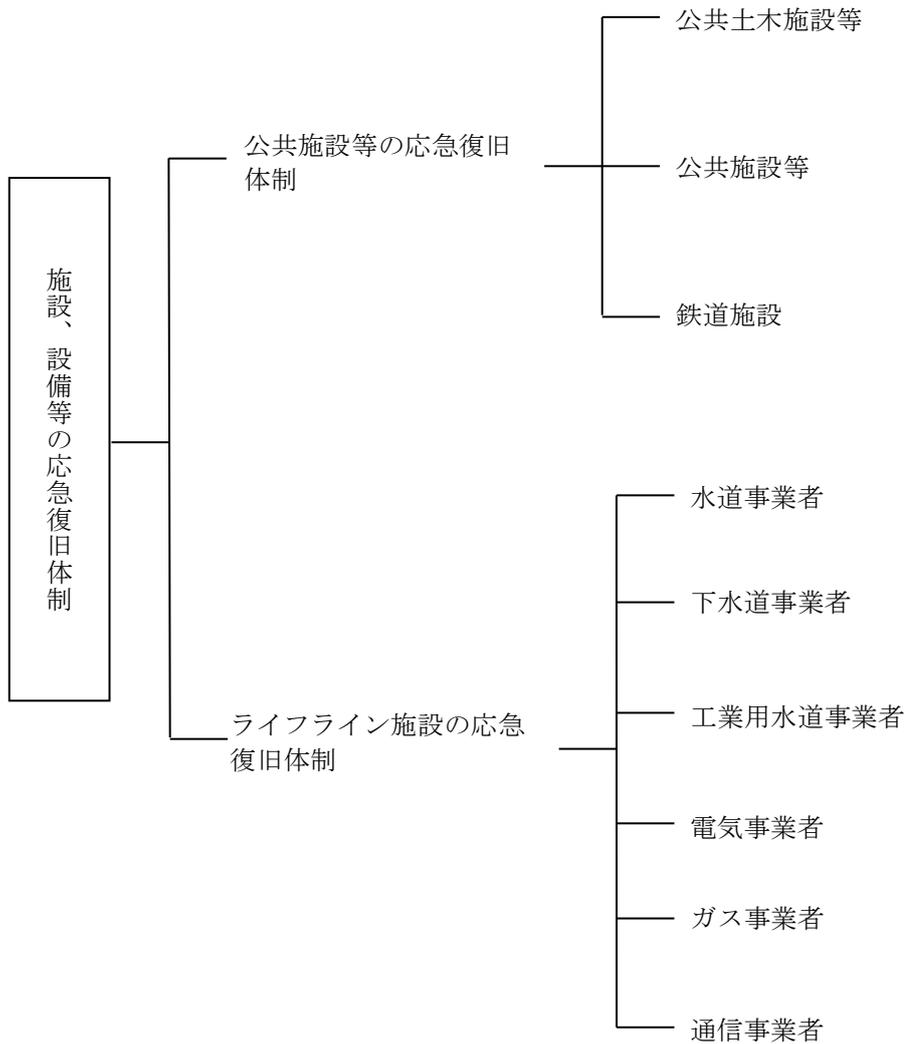


### 第13章 施設、設備等の応急復旧体制

#### 基本的な考え方

町、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、町民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

また、町は定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。



## 第1節 公共施設等の応急復旧体制

### 第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。  
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

### 第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の準備をしておく。

### 第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

## 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

### 第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

### 第2項 下水道事業者

「和木町下水道BCP（地震・津波編）」に基づき、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

### 第3項 工業用水道事業者

災害時における工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努めるとともに、応急復旧が速やかに行われるよう緊急施工業者をあらかじめ選定し、協力体制の確立に努める。

また、中国地域の工業用水道事業者相互間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

### 第4項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要因の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

### 第5項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

#### 第6項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。  
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。
- 2 町は、通信事業者より応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合において、国（中国総合通信局）を通じて協力要請があった場合は、可能なかぎりこれに協力するものとする。